

# 松前矢越道立自然公園管理指針

H13. 9. 20 自然第733号通知

## 第1 管理計画区設定方針

松前矢越道立自然公園は、北海道の南部、渡島半島の最南端に位置し、渡島支庁管内3町（松前町・福島町・知内町）にまたがる、面積2,052haを有する公園で、昭和43年5月15日に指定されている。

本公園は、松前町西方沖の孤島である大島・小島（以下「島嶼地域」という。）、松前町から福島町及び知内町にかけて海蝕崖や海浜等が断続的に続く変化に富んだ海岸部（以下「海岸地域」という。）及び知内町内陸部の森林景観を主体とした知内温泉（以下「温泉地域」という。）の3地域に大きく分けられる。

このなかで、北海道本土から離れた島嶼地域の大島・小島は、オオミズナギドリ等の海鳥類の繁殖地となっており、特に大島は特異な植生を有していることから、その保全については特に慎重な取り扱いが求められるため、この区域を一つの管理計画区（以下「島嶼管理計画区」という。）として取り扱う。

また、海岸地域、温泉地域は風致景観の特性及びその保全についての課題は共通する部分が多いため、これらの地域を一つの管理計画区（以下「半島地域管理計画区」という。）として取り扱う。

## 第2 島嶼管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

当該地域は、松前町の西方沖合い約60kmの日本海上に位置する大島及び同じく25kmに位置する小島から成り立っている。

大島は東西約4km、南北約3.5kmの火山島であり、1741年（寛保元年）に大噴火を起こしている。本島は、最高峰である標高737mの江良岳を中心として急峻な地形が広がり、平坦地はほとんどなく、海岸は海蝕崖が発達している。植生は、一次遷移の初期段階にある草本類又は蘚苔類が主体となり、山麓の一部に矮性化した木本類が見られる。

島の上部には、標高が低いにもかかわらず多くの高山植物が見られるとともに、温帯植物、海岸植物及び岩礫地植物が混生しており、特異な植生となっているが、アメリカオニアザミ、オニノゲシ等の移入植物が分布を拡大している。

また、大島では70種以上の鳥類が確認されており、渡り鳥の貴重な休息地となっている。さらにオオミズナギドリの日本最北端の繁殖地ともなっているが、移入動物であるアナウサギやドブネズミ等によって、その繁殖に影響が生じている。

小島は東西約2km、南北約1.5kmの孤島となっており、島の最高地点は標高282mである。標高200m付近には旧火口である平坦地が広がっており、海岸には海蝕崖が発達している。本島はウトウ等の海鳥の重要な繁殖地となっており、ケイマフリの繁殖地としては南限となっている。

植生はかつてはイタヤカエデを中心とした森林が広がっていたが、昭和29年の洞爺丸台風による風倒被害等により衰退し、現在はササや草本類が卓越している。

両島ともに過去には漁民が生活を営んでいたが、現在は避難漁港等が整備されているものの定住者はいない状況となっている。

なお、両島とも天然記念物及び鳥獣保護区に指定されており、現状の変更や鳥獣の捕獲等が規制されている。

#### イ 保全対象の保全方針

本計画区の特徴である海鳥の繁殖地及び海洋島として自然性の高い生態系を保護するため、総合的環境の保全に努め、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種制度と連携し、国及び町等の関係機関との連絡調整を図る。

特に、大島については、動植物の人為的な移入等による生態系の攪乱の防止に努める。

### (2) 利用に関する方針

#### ア 利用の特性及び利用方針

本土から離れた無人島であるという地理条件から利用者は極めて限定されているが、小島にはフィッシング等の利用があり、特に大島については避難漁港が整備されたことによりレジャーボート等の利用増加が予想される。

利用に当たっては、本管理計画区の自然景観の特性に鑑み、自然環境を学習する場としての利用に努めるなど慎重に対応する。

また、無秩序な利用や不要な施設の整備が行われないよう必要に応じて規制を図るものとする。

#### イ 利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため、積極的な利用施設の整備は行わないこととするが、設置する場合には必要最小限とし、自然環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。

#### ウ 利用の指導及び利用規制方針

風致景観の保護、生態系の保全及び適切な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て、本区域の自然環境の特性についての普及指導に努めるとともに、必要な規制を図るものとする。

## 2 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可・届出等取扱方針

「北海道立自然公園条例施行規則」（昭和33年北海道規則第74号）、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1361号）によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物	<p>①基本方針</p> <p>大島においては、海洋島として本来の生態系及び自然環境を維持するため、原則として防災等のために必要不可欠なものに限り、設置する場合には、環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。</p> <p>また、動植物の移入の防止に特に配慮するとともに、海岸に面する場合には、水面の汚濁防止に配慮する。</p> <p>小島においては、風致景観に配慮した場所・工法を選定し整備することとし、海岸に面する場合には、水面の汚濁防止に配慮する。</p> <p>②規模</p> <p>必要最小限とする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</p> <p>色彩は、原則として茶色系、灰色、黒色、白色系等又は自然材料素地とする。</p> <p>④修景緑化</p> <p>工事に伴う裸地等には、修景のために在来種を用いた植栽を可能な限り行うものとする。</p>
2 広告物	<p>大島においては、原則として、防災等のために必要不可欠なものに限り規模及び数量は、大島、小島の両島とも必要最小限とする。</p> <p>設置する場合には、極力、自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとし、色彩は、原則として茶色系、灰色、黒色、白色系等又は自然材料素地とする。ただし、赤、青、緑等の原色であっても、シンボルマーク等の部分的な使用は認める。</p>
3 木竹の伐採	<p>大島においては、海洋島として本来の生態系及び自然環境を維持するため、原則として学術研究や生態調査等を目的としたものに限り、伐採の規模及び数量は、大島、小島の両島とも必要最小限とする。</p>
4 植物の採取、損傷	<p>大島においては、海洋島として本来の生態系及び自然環境を維持するため、原則として学術研究や生態調査等を目的としたものに限り、採取及び損傷の規模及び数量は、大島、小島の両島とも必要最小限とする。</p>

### 3 地域の開発、整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

貴重な海洋島として自然性の高い生態系及び環境を保全するため、必要に応じて指導標等の保護施設の整備を行い、適切な維持管理に努める。

#### (2) 一般公共施設

大島で行われている第4種漁港整備のための防波堤の建設工事については、海面の汚濁や動植物の移入を防止するなど、風致景観及び生態系の維持に十分配慮して

進めるものとする。

#### 4 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 利用の規制

###### ア 生態系保護のための立入規制

大島の独特な植生及びオオミズナギドリの繁殖地並びに小島の海鳥繁殖地を保護するため、注意看板等の設置などにより、無秩序に立ち入らないよう啓発を図る。

###### イ 利用マナーの徹底

ゴミ、空き缶等の投げ捨てや植生の踏みつけ等による自然生態系の攪乱を起こさないよう、関係機関の協力を得て普及指導に努める。

特に、大島においては、動植物を移入しないよう指導に努める。

###### ウ 新しい利用形態への対応

レジャーボート、ジェットスキー等を無秩序に使用しないよう、関係機関・団体と連携を図って指導する。

### 第3 半島地域管理計画区

#### 1 管理の基本的方針

##### (1) 保護に関する方針

###### ア 風致景観の特性及び保全対象

(海岸地域)

当該地域は、松前町から福島町及び知内町にかけて広がる地域で、磯と砂浜海岸を主体とする松前町の折戸浜地区及び白神地区並びに海蝕崖・奇岩が連続し荒々しい特異な景観を呈する福島町の岩部地区及び知内町の小石谷地区に大別される。

なお、白神岬周辺及び岩部地区の海岸周辺の森林地域は、森林性鳥獣の生息地として鳥獣保護区に指定されており、渡り鳥の通過要衝地となっている。

(温泉地域)

当該地域は、知内町の知内川中流域に位置する知内温泉の一角であり、溪流沿いにブナやナラを主体とする天然林の美しい景観が広がる地域である。

###### イ 保全対象の保全方針

本管理計画区の特徴である海岸線、森林といった自然性の高い景観と生態系を保全するため、総合的環境の保全に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種法令・制度と連携し、国及び町の連絡調整を図る。

##### (2) 利用に関する方針

###### ア 利用の特性及び利用方針

海岸地域のすぐれた自然景観及び温泉地域の緑豊かな自然を広く利用者に理解してもらうため、利用拠点における案内板、解説板及び自然探勝歩道の整備等を行い、適切な公園利用を推進する。

## イ 利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため、利用施設は必要最小限とし、設置する場合には、自然環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。

また、海岸線付近の利用施設の設置や維持管理に当たっては、水質の汚濁防止に配慮する。

## ウ 利用の指導及び利用規制方針

自然とのふれあいの推進を図るため、関係機関等と連携を図りながら、自然観察等の普及を図る。

また、野生生物や特殊な地形等の保護管理や快適な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て、必要な規制を図るものとする。

## 2 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可・届出等取扱方針

「北海道立自然公園条例施行規則」（昭和33年北海道規則第74号）、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1361号）によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致を保護するため、デザイン・色彩については、特に配慮する。</p> <p>②規模、壁面後退 規模は必要最小限とする。壁面後退は利用動線に配慮する。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 屋根：原則として勾配屋根とする。色彩については、こげ茶系とする ただし、周囲の状況に応じ陸屋根や赤錆色、暗緑色等も認める 外壁：原則として、茶色系、灰色、クリーム色、白色系統又は自然材料素地とし、華美な印象を与えない色彩とする。 デザイン：外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和の取れたものとする。</p> <p>④修景緑化方法 建築物の周囲には、修景のために在来種を用いた植栽を可能な限り行うものとする。</p>
(2) 道路	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。 また、野生生物の生息・生育や繁殖に影響を与えないよう、自然環境の保全に努める。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p>

	<p>大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。</p> <p>防護柵及び防護ネットの色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。</p> <p>主要道路の防雪柵については、不必要な期間の取り外しや折り畳み等ができる限り考慮し、風致の維持に配慮する。</p> <p>③残土処理方法</p> <p>残土は、公園区域外に搬出するなど、風致の保護上支障のないよう適切に処理する。</p> <p>④法面処理及び修景緑化</p> <p>工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化工法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用されている草本種を使用する場合でも現地の植生状況を踏まえ、可能な限り先駆種を選定し在来植生への移行を促進させるように努める。</p> <p>擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な箇所においては、極力、自然石や自然石に模した材料等を使用するように努める。</p>
(3) 電柱、鉄塔 アンテナ等	<p>①基本方針</p> <p>主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>ア 電柱</p> <p>主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向の電力路線・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設化を行うように指導する</p> <p>また、それ以外の場所については、電力線・電話線を極力共架とし電柱の色彩はこげ茶色を原則とする。</p> <p>イ 鉄塔・アンテナ等</p> <p>主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には</p>
	<p>新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。</p> <p>また、複数の施設現存する場所では、老朽化等による更新、建て替えの際は、可能な限り近傍のものを統合した施設とし、風致の改善を図るよう指導する。</p>
(4) その他の 工作物	<p>主要な展望地や利用動線における風致の保護に配慮する。特殊な用途を有するものを除き、外部の色彩は茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地を原則とする。</p>
2 木竹の伐採	<p>主要道路沿線や利用拠点から眺望の対象となる場所については、風致の保護に配慮した施業方法によるものとする。</p>
3 広告物 (1) 指導標、案内板	<p>①基本方針</p> <p>公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとし、法令等により形状</p>

	<p>が規定されているものを除き、公園全体でデザインの統一を図ることを検討する。</p> <p>②設置場所 設置目的からして利用拠点や路線分岐点に限られるが、設置の目的を考慮した上で、展望や風致に支障がないよう適切に配置する。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩 規模は必要最小限とする。極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。 色彩は、こげ茶色、黒、白を基調とし、利用者に華美な印象を与えることのないものとする。ただし、赤、青、緑等の原色であっても、シンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。</p>
(2) 営業用 広告物	<p>①基本方針 公園利用者に不快感や華美な印象を与えることのないようにするとともに、利用動線、利用拠点における風致の保護に留意する。</p> <p>②設置場所 現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を侵入分岐点に認める。 また、多数設置される場所においては、集合看板とする。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩 前記「(1) 指導標、案内板」の取扱いに準じる。</p>
4 植物の採取、 損傷	<p>学術研究や生態調査等のために許可を得て採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。 また、公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避けることとする。</p>

## (2) 公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」（平成12年11月17日付け自然第898号環境生活部長通知）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

計画の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	基本方針	海蝕崖、森林、溪流等多様な風致景観を維持するため、今後の整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設の取扱い等については、前記「(1) 許可、届出等取扱方針」の「1 工作物」の「(2) 道路」に準る。
	湯の里線	温泉地域の知内温泉に連絡する唯一の車道である。 今後の道路整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	小谷石渡島知内停線 (道道小谷石渡島知内停車場線)	今後の道路整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。

	岩部渡島福島停線 (道道岩部渡島福島停車場線)	今後の道路整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	函館江差線 (一般国道 2 8号)	公園利用の幹線車道として位置付けられている。 今後の道路整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
2 道路 (歩道)	矢越岬線	矢越岬へ到達するための歩道として計画があるが、未整備の状態である。 また、終点到に計画されている園地も未整備の状態である。 断崖が続く険しい地形であるため、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	岩部線	岩部園地タタミ浜へ到達するための歩道として計画があるが、未整備の状態である。 また、岩部園地も未整備の状態であることから、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	白神線	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
3 宿舎	基本方針	宿泊施設は必要最小限とし、施設の取扱い等については前記「(1) 許可、届出等取扱方針」の「1 工作物」の「(1) 建築物」に準じる。
	知内温泉	この宿舎計画は、知内町の知内川中流部に位置しており民間の温泉宿泊施設がある。 計画区域内で唯一の宿舎計画であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
4 園地	基本方針	各地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致景観の維持に十分留意して整備を進めることとし、付帯施設の取扱いについては、前記「(1) 許可、届出等取扱方針」に準じる。
	知内温泉	展望台が設置されている。この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	矢越岬	未整備の状態であり、計画歩道も未整備の状態である。 周囲は断崖であり険しい地形であることから、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	岩部	休憩施設が設置されているが、計画歩道は未整備の状態ある。現在、この場所には渡し船による以外の到達手段はない。 また、休憩施設とは別に展望台が設置されている。 今後の整備に当たっては、この地区の利用のあり方を検討し、利用動向を勘案しながら整備の方針を決定する。
	白神岬	白神岬突端の主要展望地として計画されており、標識類が設置されている。平成9年度に公衆便所を撤去したこと



		から、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	建石	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	小浜	駐車場、公衆便所が整備されており、今後は利用動向を勘案しながら整備の方針を検討する。
	松浦	松浦展望台が設置されている。この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
5 野営場	知内温泉	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	折戸浜	この地区では駐車場、公衆便所のほか、海水浴場としても整備されている。 今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮しながら進める。
6 海水浴場	小谷石	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	折戸浜	この地区では駐車場、公衆便所のほか、野営場としても整備されている。 今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮しながら進める。
7 展望施設	小谷石	今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮しながら進める。
8 駐車場	知内温泉	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

### 3 地域の開発、整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、既存施設の補修改良に当たっては計画的に整備を進め、可能な施設についてはバリアフリー化することとし、特に公衆便所については、快適に公園を利用してもらうため、水洗化に向けた整備を進める。

#### (2) 一般公共施設

各種防災施設等の整備工事については、風致の維持に十分留意して進めるものとする。

### 4 利用者の指導等に関する事項

#### (1) 自然解説に関する事項

当計画区は、地区ごとの自然景観が多様であり、各地区ごとの自然ふれあい方策について、基本的な考え方を整理し、効率的、効果的に実施するものとし、関係機関・団体の協力を得て、各季節、各利用拠点の多様な自然と様々な利用形態の公園

利用者に対応した自然に親しむ活動、自然解説活動等が展開されるように努める。

また、計画区域内の地域を特色付けている特殊な地形や植生等を観察できる場所には、解説板等を適切に配置する。

## (2) 利用の規制

### ア 自動車の規制

駐車帯以外での無秩序な駐車は交通安全上問題があり、関係機関とも連携を図りながら対応していく。

### イ 利用のマナーの徹底

公園利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや、植生の踏み付け等による自然生態系への悪影響が懸念される。利用者に理解、協力を求めるなどマナーの周知徹底を図る。

### ウ 静かな環境の維持

利用拠点での案内放送、音楽放送等の取扱いには十分留意し、静かな環境の維持に努める。

## (3) 利用者の安全対策

各利用拠点等で整備した各種施設については、各施設管理者間で連絡を密にして、利用者の安全確保を徹底する。

海蝕崖等の危険箇所については、土地管理者等関係機関、関係団体等と協力して、安全対策や危険箇所の周知徹底を図る。

また、当該地域はヒグマの生息地であることから、利用拠点におけるゴミ等の取扱いに十分留意するよう指導に努める。

## 5 地域の美化修景に関する事項

### 美化清掃計画

当計画区の美化清掃は、各公園利用施設について、それぞれの施設管理者及び地元町が主体となって実施している。今後は、各施設管理者及び町のほか、ボランティアの協力も得ながら美化清掃を実施する。

また、ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に公園利用者に周知徹底を図る。